

平成25年11月28日

各位

会社名 西武運輸株式会社  
代表者名 代表取締役社長 安藤 新平  
問い合わせ先 総務人事部長 本間 均  
(TEL 03-6384-7800)

## 商号変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月27日開催の当社臨時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 商号の変更

##### (1) 変更の理由

平成26年1月15日に創立70周年を迎えるにあたり、当社の基幹事業である**EXPRESS** 事業を更に飛躍させていくことと、平成21年4月にセイノーグループの一員となり、より一層、物流を通じてお客様に喜んで頂ける最高のサービスを常にご提供することを目的に変更するものであります。

##### (2) 新商号（英文表記）

セイノスーパーエクスプレス株式会社（S S X）  
(Seino Super Express Co., Ltd.)

##### (3) 変更予定日

平成26年4月1日

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年11月27日（水）  
定款変更の効力発生日 平成26年 4月 1日（火）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 定 款
(商号) 第1条 当社は、 <u>西武運輸株式会社</u> と称する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>セイノースーパーエクスプレス株式会社</u> と称し、英文では <u>Seino Super Express Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条  }                  (略)	(目的) 第2条  }                  (現行通り)
(配当金の除斥期間) 第37条	(配当金の除斥期間) 第37条
(新設)	<u>附則</u> <u>(商号) 第1条の変更は、平成26年</u> <u>4月1日をもって効力を生じるものと</u> <u>する。なお、本附則は第1条の変更の</u> <u>効力発生日経過後これを削除する。</u>